



日々の業務お疲れ様です。

今回の安全衛生便りは交通安全についてです。昨年神奈川県内の交通事故発生件数は28,540件で、前年比5.3%増となっております。近年発生件数が増えている自転車事故に関する交通ルールを取り上げます。



## テーマ : 交通安全について(自転車)

### 平成30年交通安全スローガン

- ☆運転者向け 「ぶつかるよ ながら運転 事故のもと」
- ☆歩行者向け 「行けるはず まだ渡れるは もう危険」
- ☆こども向け 「自転車は 車といっしょ 左側」

### 自転車事故に遭わないために知っておくべき交通ルール

#### ①車道を走る場合は左側を通行

自転車は道路交通法上「軽車両」に分類されますので、歩道と車道の区別のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則となります。

#### ②歩道を走る場合は歩行者優先、車道寄りを徐行

歩道を通行するときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止をする必要があります。

#### ③イヤホン等をつけての走行は指導の対象

イヤホンに限らず「交通に関する音や声が聞こえないような状態」ならアウトです。この他に傘を差したり、携帯電話を操作しながらの運転も禁じられています。

#### ④歩きスマホ条例も自転車事故用に制定

スマートフォンの普及によって「ながらスマホ」が問題となっています。スマホを操作しながら無灯火で自転車を走行中、前方を歩いていた女性と衝突して重篤な障害を残し、約5000万円の賠償が命じられたケースもあります。

